

岩沼市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

岩沼市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和51年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第15条の2中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（ ）を削り、「利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書又は同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書」に改め、「自ら」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。